

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

ファイナンスリースに係る税務について

ファイナンスリースとは、資金調達と物件調達、及び貿易と技術革新を統合する新たな金融の手段です。ファイナンスリースは、企業に対して信用保証の要件が低く、借金より制限が少ないため、資本調達を行うおうとする中小企業により相応しいです。

1. ファイナンスリースによる売上の計算

1.1 人民銀行、銀監会又は商務部によって承認されたパイロットプログラム対象納税者

取得した全ての金額及び価格外費用から借金利息(外貨建て借金や人民元建て借金の利息を含む)、債券利息及び車両購入税を控除した残額を売上とします。

1.2 商務部が指定した省級商務管轄部門、国家経済技術開発区によって承認されたパイロットプログラム対象納税者

2016年5月1日後払込資本が1.7億元を達する場合は、達する月から売上が1.1のように計算します。2016年5月1日後払込資本が1.7億元を達しませんが、登録資本が1.7億元を達する場合は、2016年8月1日後に行われたファイナンスリースによる全ての金額及び価格外費用を売上とします。

2. ファイナンスリースに係る優遇税制

2.1 企業所得税

企業は技術開発のためにファイナンスリースを通じて機械設備をリースした場合、減価償却資産の耐用年数がリース期間又は法定耐用年数のいずれの短い方という原則に従って決定することができます。

2.2 増値税

(1) 人民銀行、銀監会又は商務部によって承認されたパイロットプログラム対象納税者

一般納税者は有形資産のファイナンスリースを提供する場合、増値税負担の3%の超過分が「即時徴収即時還付」となります。

- (2) 商務部が指定した省級商務管轄部門、国家経済技術開発区によって承認されたパイロットプログラム対象納税者

2016年5月1日後払込資本が1.7億元を達する一般納税者の場合は、達する月から増値税負担の3%の超過分が「即時徴収即時還付」となります。2016年5月1日後払込資本が1.7億元を達しませんが、登録資本が1.7億元を達する一般納税者の場合は、2016年8月1日後に行われたファイナンスリースが「即時徴収即時還付」を享受することができません。

3. ファイナンスリースに係る節税

企業は、ファイナンスリースの資産が減価償却費として計上して税引前に控除でき、ファイナンスリースの賃料の仕入税額が控除できます。借入金利息支出の仕入税額が控除できないことより、ファイナンスリースの場合は企業が資金を取得するコストをある程度削減すると同時に、税負担を軽減できます。また、ファイナンスリースは、商品流通の促進、内需の拡大、中小企業の資金調達の緩和、及び産業革新の促進や新興産業アップグレードの推進において重要な役割を果たしています。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat : +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

